

西洋史学論集 第52号 (2015年3月) 抜刷

書 評

池上大祐 著

『アメリカの太平洋戦略と国際信託統治
—米務省の戦後構想 1942～1947—』
(法律文化社、2013年)

杉 田 米 行

て民族自決に関する問題にも焦点を当てているが、その後これはアンシュルスに集約され、その前提である「諸民族の文化的特質」の相互尊重の側面が地域統合構想においてどのように展開したのか、という点はよくわからなかった。評者がこの点を気にするのは、当時の論者がヨーロッパの民族的な秩序をどのように構想していたのかという点は、ヴァイマル期の地域統合構想をヨーロッパ統合の観点から考察する際には重要であるように思われたからである。経済統合が分析の中心になるのはやむを得ない面もあるが、民族協調に関するハイレの理念がいかに継承されていったのか（あるいは関心が薄れていたのか）についても明確に示されていたならば、本書の主張は一層説得的なものになったのではないだろうか。

第二に、「ヨーロッパ協同体」理念の歴史的背景に関する課題がどのように取り組まれたのか確認したい。まず、本書は戦間期ヨーロッパおよびドイツの政治経済状況に着目し、この理念の展開を左右した同時代の要因を検討している。また、ヨーロッパ統合と中欧構想に関しては、それぞれ直前の時代の思想に言及している。特にナウマンの中欧構想は、ヴァイマル期の「中欧志向」に大きな影響を及ぼしたものとして注目されている。他方、「ヨーロッパ協同体」理念に関して関税同盟が議論の中心的位置を占めるが、独逸の関税同盟構想の歴史的背景をさらに掘り下げて検討してもよかったように思われる。歴史的背景に関する課題を設定したからには、関税同盟についても、例えばフリードリヒ・リストやカール・フォン・ブルックの構想との関係も検討していたら、ヴァイマル期の諸構想の位置をより広い歴史的な視野の中に捉えることもできたのではないかとと思われる。

最後に、「最恵国待遇の例外」を提示したリードルに関して、評者の研究との関連で感想を述べたい。評者は「中欧経済協会」（以下、「協会」という）第一次大戦前にヨーロッパ経済統合を最終目標として設立され、その第一段階として中欧諸国の経済的接近を推進しようと活動した団体を研究しているが（「協会」については、藤瀬浩司「ユリウス・ヴォルフと中欧経済協会 1904-1918」『経済科学』第44巻3号、1996年を参照）、リードルはこの「協会」の役員であったと思われる。さらに、「協会」は、通商条約の締結諸国が相互に承認しあった優遇に最恵国待遇が適用されないと

いう原則を打ち出して地域経済圏を実現することを目的の一つとしていた。本書が取り組んだリードルの「最恵国待遇の例外」論の分析は、第一次大戦前から戦間期にかけての独逸の地域統合構想の展開について重要な示唆を与えるものであるように思われ、とても興味深かった。

今後ヨーロッパ統合史の研究はますます発展すると思われるが、特にドイツ史の観点からこれを研究しようとする者にとって、本書は常に参照されるべきものになるのではないだろうか。最後に、評者は本書の論理展開を十分に把握し切れずに思わぬ誤解をしてしまっているのではないかと恐れているが、これについては著者の御海容を請うばかりである。

（ミネルヴァ書房、2014年4月、）
ⅵ+331頁、本体6,000円+税）

【書評】

池上大祐 著

『アメリカの太平洋戦略と
国際信託統治
—米国務省の戦後構想 1942～1947—』

杉田米行

はじめに

本書は新進気鋭の歴史学者、池上大祐氏による実証研究であり、2010年に九州大学大学院に提出され受理された博士論文の内容を修正・加筆したもので、従来の学説に異議を唱え、一次資料によって論をつみあげる研究である。まず、「20世紀中ごろの太平洋において、「植民地主義」という概念がまだ占むることなく現実を照らし出しているとするれば、その現実とはどのようなもののだろうか。」(iii) 池上氏はこのような強烈な問題意識をもって本書を執筆した。その現実とは何か。「核実験やミサイル実験などにより、移住を余儀なくされたり、被爆による後遺症に悩まされたりするなど、住民の生活がその「基地の帝国」アメリカによって破壊された」(p. 149) というのが現実だと指摘する。これこそが「従属地域住民の「経済的社会的発展」を促し、「将来の自治もしくは独立」をめざすとした国際信託統治制度」(p. 149) の真の意味なのだという。このような批判的精神をもった池上氏からすれば、「基地」問題の扱い方も問題となる。「学術研究やジャーナリズムにおいては、「日米」をはじめとする大國間の政治外交の論理や、「沖縄問題」、「海兵隊グアム移転問題」などといった個別的な枠組みで「基地」問題を扱う傾向がいまだに強い」(p. 151) と池上氏は現状の「基地」をめぐる研究状況をまとめている。「しかしそのような視点のみでは、ミクロネシア、沖縄、グアムなどの島嶼住民にのしかかる共通した現実と苦悩を見出すことはできない」(p. 151) という新しいアプローチの必要性を提唱している。つまり、「国際信託統治構想が植民地制度に対する反省から生み出されたものというよりも、国際的な安全保障を維持できなかった国際連盟委任統治制度の失敗を教訓にしてい

た」(p. 86) ということなのである。

本書の構成と要約

本書は序章、終章、および6つの章から成り立っている。

序章「アメリカ現代史研究における「太平洋」では、チャルマーズ・ジョンソンが唱えた「基地の帝国」論を基礎にして、アメリカ帝国主義論を整理し、アメリカ「反植民地主義」の特色を説明している。池上氏は「アメリカの「基地の帝国」という特質と「反植民地主義」という自意識は、アメリカ現代史を考察する上で非常に重要な論点である」(p. 11) と、まさにアメリカ研究の核心をつく鋭い指摘をした。アメリカは、「基地を獲得すること」と「植民地を保有しない」という二つの矛盾しそうな論理をどのように解消したのだろうか。池上氏は太平洋地域に的を絞り、「国際信託統治」という概念の中にその答えを見出している。

第1章「太平洋軍事戦略の萌芽」では1943年から1944年に統合参謀本部で考察されていたグローバルな軍事基地ネットワーク策定計画を説明している。池上氏は、米西戦争後、アメリカ海軍を中心に海外膨張主義と太平洋地域を重視する戦略が盛んになっていったが、陸軍との戦略上の相違もあり、第一次世界大戦後は、この考えは下火になっていたという。しかし、第二次世界大戦を契機として海軍の戦略が回帰し、戦後安全保障を確保するために、世界規模で軍事基地を構築していく計画をたてた。

第2章「米国務省の再編と戦後安全保障構想」では、国務省内に1942年2月に設置された「安全保障小委員会」で繰り広げられた戦後安全保障構想の議論を紹介し、脅威に対する「共同行動」、そのひとつの形態としての「国際警察軍」、さらに「共同行動」を支えるための「基地」等の重要概念がどのように定義されたかを分析している。また、安全保障小委員会は、これらの諸概念を戦後国際機構の枠組みに組み込もうとしたが、同時にアメリカの国益を守るために自国の管轄権も残し、国際機構に全面的に依存していたわけではなく、その考えは国際連合憲章にも反映されていると説く。

第3章「米国務省の国際信託統治構想と「自治」」は、国務省による国際信託統治制度立案過程に

において、基地の設置といった軍事的要因が従属地域の「自治」と「独立」に関する議論に与えた影響を分析している。従来の研究では、フランクリン・D. ローズヴェルト大統領が唱えた従属地域の「独立」が、「反植民地主義」、国際信託統治、脱植民地化と一体的に位置づけられていた。しかし池上氏は、実際に成立した国際信託統治制度では、必ずしも「独立」が強調されていない点に鑑み、国際信託統治制度と戦後脱植民地化の断続性を指摘し、国際信託統治制度の本質を理解するためには、国務省における戦後安全保障構想の分析が必要となると主張している。アメリカが従属地域の「自治」を強調するのは2つの理由がある。(1)「早まった独立」を阻止すること、(2) アメリカの領土不拡大原則を守りながらも安全保障上重要な基地を獲得すること、である。池上氏は、「国際信託統治構想は「脱植民地化」を装うことで「基地の獲得」を可能とするための手段」(p. 69) だと明確に結論づけている。

第4章「国際信託統治制度の成立と「戦略地区」条項」は、国際信託統治の「適用領域」をめぐる諸問題、特にこの制度の条文に「戦略地区」概念が盛り込まれた意義を分析している。池上氏は、「戦略地区」の概念が、国務省が統合参謀本部の意見を採り入れながら、国際信託統治構想と軍事安全保障をリンクさせるという発想から生まれたものだと主張する。さらに、「国務省は、国際信託統治構想という枠組みのなかで、積極的に軍事安全保障上の視点を考慮してきたのであり、統合参謀本部による「圧力」に押されたという図式はやや一面的」(pp. 96-97) と控えめながらも定説を批判している。

第5章「南太平洋委員会 (SPC) の創設」では、国際信託統治の適用外とされた連合国の植民地に対しても、アメリカの影響力を確保するために1947年2月に創設された南太平洋委員会の創設過程を分析している。南太平洋委員会の創設は、太平洋地域における地域協力の起点ではなく、連合国の植民地を含む太平洋地域の従属地域に対して、アメリカが関与できる枠組みだと主張する。

第6章「「マイクロネシア信託統治協定」の成立」では、この協定案の起草・成立過程を分析している。統合参謀本部は、西半球防衛上の戦略的重要拠点として、マイクロネシアの「主権獲得」を要求した。これに対して、国務省は「主権獲得=帝

国主義、非アメリカ的」と考えていたので、国際信託統治制度にこだわった。しかし、国務省もマイクロネシアを排他的に支配することの重要性を認識していた。そこで、国際信託統治協定における「直接関係国」を限定的に定義することによって、マイクロネシアをアメリカ単独で支配することとなったのである。つまり、統合参謀本部と国務省は対立していたわけではなく、多くの共通点を持っていたと池上氏は結論づけている。

終章「「アメリカの湖」」では、全体のとめを行っている。

本書の学問的貢献

軍事的安全保障を重視した統合参謀本部の圧力に、国際主義を主張する国務省が譲歩し、マイクロネシアおよび太平洋地域において排他的支配へと修正を余儀なくされた、という従来の定説に、池上氏は疑問を呈している。池上氏によると、先行研究では、国務省が太平洋地域にどのような戦後構想を持っていたのか、なぜ国際信託統治にこだわったのかが明らかにされていなかったため、上記のような定説になったのだという。国際信託統治を主張した国務省も軍事的配慮を重視しており、マイクロネシアを排他的に支配するという点では、統合参謀本部との間に共通性が見られたという点を実証していることは注目に値する。なぜ、国務省は国際信託統治にこだわったのか。この疑問の解答こそ、従来の定説をぬりかえる起爆剤となっている。池上氏はここで、ローズヴェルト大統領が国際信託統治構想の立役者であり、統合参謀本部が戦後マイクロネシア構想の中心的存在だったという従来の定説を覆した。そして、「国際信託統治制度の創設とマイクロネシア信託統治協定案の起草を、ひとつの連続した過程として捉えようとしたとき、国務省は、太平洋における戦略的重要性を認識しつつ、マイクロネシアを排他的支配下に置くための手段としての国際主義—つまりは国際信託統治制度—を利用してきた実態が浮きぼりになってくる」(pp. 147-148) という新説を提起している。この説の前提は、国務省の果たした役割が従来考えられていたものよりも格段に大きいということだ。

池上氏によると、安全保障上の利益の確保、軍事基地の設置、併合・排他的主権獲得、介入/コミットメントという統合参謀本部を中心としたア

アメリカの安全保障・軍事的要求と、反植民地主義、脱植民地化、国際信託統治、民族自決・自治の強調、自由という国務省を中心としたアメリカの伝統的自意識の表現は、アメリカにとってジレンマでもなければ矛盾でもなかったという。そこで、「アメリカによる国際信託統治構想は、戦後の脱植民地化を促すための制度としてではなく……アメリカの戦後軍事戦略を補完する」(p. 73) と述べ、国務省は反植民地主義的とはいえないと結論づけた。アメリカの政策決定過程を分析するにあたって、従来の軍部対国務省という二項対立という図式で説明するのではなく、両省庁の共通点を見出し、より大きな視点で統一的に捉えようとしているのは斬新なアプローチといえる。

疑問点

主な疑問点は2つある。第1の疑問点は、果たしてローズヴェルト政権の外交政策において、池上氏が主張するほど国務省の役割を高く評価することができるか、という点だ。1940年1月、戦後世界秩序構想を検討するために、国務省内に「対外関係諸問題諮問委員会」(旧諮問委員会)が設置され、さらに1942年2月には、この委員会に代わって「戦後対外関係諸問題諮問委員会」(新諮問委員会)が設置された。池上氏は、旧諮問委員会は国務長官に対してのみ助言をするという役割しかなかったが、新諮問委員会は大統領に対して国務長官を通じて助言する機関となり「政策決定過程における重要性は大きい」(p. 38) と述べている。この新諮問委員会の重要性が大きいからこそ、その下部機関である安全保障小委員会の重要性も大きく、そこで繰り広げられた議論を詳細に追っている(第2章)。しかし、本当にこの新諮問委員会の重要性は大きかったのだろうか。そういう論をたてる前提としては、新諮問委員会の結論が国務長官から大統領に伝達され、大統領はその国務長官の助言に従って外交政策をたてるということになろう。果たしてそう言えるのか。言えるのであれば論証が必要である。一般論として、ローズヴェルト外交は個人外交重視、国務省軽視と言われることも多い。しかし、太平洋戦略と国際信託統治問題に関しては、その一般論があてはまらず、国務省が大きな役割を果たしたということだろうか。そうであるならば、なぜこの分野だけが特殊なのかを説明する必要がある。つまり、

ローズヴェルト外交全般の中での国務省の重要度、太平洋戦略と国際信託統治分野の特徴を位置づける必要がある。

池上氏が国務省の役割を強調するのは、主に使用している資料にも原因があるだろう。本書20ページに挙げられている一次資料を使用したとされているが、各章の注釈をみると、圧倒的にHarley A. Notter Papersに依存して論をたてている。たしかにこれは、マイクロフィッシュで5300枚を超える膨大な第一級の重要資料であり、目を通すことは必須である。しかし、池上氏はこの資料に没頭しすぎたために、そこに書いてあることが政策決定過程で重要な役割を果たしたに相違ないと思いついてしまったのではなかろうか。国務省の他の関連部局の文書、他の省庁の文書、大統領図書館に保管されている文書、あるいは本書の注釈で示された以上の軍部の文書等をより深く分析すれば、異なる結論が導き出されるかもしれない。Notter Papersのみならず、RG59とRG218の資料が注釈に多く示されることが望まれる。さらに、資料面のことでいえば、イギリスとの外交交渉も重要であるため、イギリスの立場を知る上で、イギリスの公文書館の資料も分析すべきであろう。たとえば、「ローズヴェルトの『信託統治』概念が自国の植民地にも及ぶことに対してイギリスは危機感を感じていた」(p. 80) とイギリス側の感じ方を論証するのであれば、アメリカ側の資料を用いるよりは、ひと手間かけて、イギリス側の資料で論証するのが筋だろう。

池上氏は新諮問委員会に「国務省職員だけでなく、上下両院議員や学者、ジャーナリストなどの民間知識人を参加させることで実践的な計画の立案をめざした」(p. 38) ので、旧諮問委員会とは異なり、政策決定過程における重要性が大きくなったと論じている。しかし、「民間知識人が参加すれば実践的計画立案ができる」と論理的に言えるのだろうか。仮に実践的計画立案ができたとしても、それが最終的な政策として採用される保証はない。政策決定過程がブラックボックスになっている。そのため、ローズヴェルト政権の政策決定過程を分析する必要があるだろう。

第2の疑問点は、軍部対国務省という二項対立という図式で説明するのではなく、軍部と国務省の共通点を強調しながら、国務省は口先では理想的なことを言っていたが、結局は軍部と同じ穴のムジナだという分析は妥当だろうかということだ。

「基地の確保」と「反植民主義」は現実と理想として、アメリカ人エリート層の間では矛盾することなく共存していると考えられないだろうか。反植民主義はアメリカの政策の基調であり、かつ理想であった。その実現のために、丘の上から光を照らすようにアメリカが遅れた地域を導き、その地域が民主化や近代化の階段を上っていくことによってアメリカのようになれば、自治から独立へと移っていくと考えられた。アメリカ人は善意から、そうすることが遅れた地域の人たちにとっての幸福につながると信じて疑わない。なぜ、世界はアメリカの真意を理解できないのだろうかという自問を繰り返しているのである。それこそ、アメリカの悲劇であり、現在も変わらぬアメリカの姿ではなかろうか。

おわりに

本書は1940年代の国際信託統治をめぐるアメリカ国務省の構想に焦点を絞った実証研究だが、そのケーススタディを通じてアメリカ外交を再考させる貴重な研究書である。その大胆な構想力から学ぶべきことは極めて多い。今後、アメリカ外交研究の必読文献となる大作である。

(法律文化社、2013年11月、
176頁、本体3,700円+税)

Joel T. Rosenthal

Margaret Paston's Piety

古城 真由美

本書の出版を知ったときは驚いた。マーガレット・ハストンの信仰心が1冊の研究書になると思っていなかったからである。マーガレット・ハストンは、15世紀イングランドのノーフォークのジェントリ家系ハストン家に嫁いだ女性である。同家は千通近くの手紙と関連文書を残したことで有名であり、マーガレットの書いた手紙104通は、同時代の女性の中でも最多数を誇る。それゆえ、彼女は多くの研究で取り上げられてきたが、彼女の信仰心についてはいくつかの著名な論文の中で言及されているものの(D. Knowles, "The Religion of the Pastons", *Downside Review* 42 (1924), pp.143-63.; G. Prichard, "Religion and the Paston Family", in *Daily Life in the Late Middle Ages*, ed. R. H. Britnell (1988), pp.65-82.; C. Richmond, "Margaret", in *The Paston Family in the Fifteenth Century: Endings*, pp.88-127.)、ほとんど注目されてこなかった。それは、ジェントリの手紙が日常業務を遂行するために交わしたものだからである。内容の大部分を占めるのは一家の利益に関する事柄であり、信仰心を手紙から読み取るのは困難なのである。本書はまさに、その困難な部分を明らかにしようという挑戦にほかならない。

これに挑戦したのがアメリカの中世後期イングランドの社会史家のローゼンタールである。これまでにも家族や人々の人生を明らかにしようと試みた研究をいくつも発表してきており、ハストン家の手紙は著者の研究の中でよく使用されてきた史料の一つである。本書での著者の関心は、俗人女性の典型かつ日常的な信仰心に向けられる。マージェリ・ケンフやノリッジのジュリアンに代表されるように、中世後期のイーストアングリアは霊的なセンターであった。しかし、彼女たちの信仰心は典型とはほど遠いものであり、また日常的とも言い難い。それゆえ、著者の目的には合致しない対象なのである。その点で、マーガレットは「理想の事例研究の対象」とであると著者は言う。俗人女性の典型かつ日常的な信仰心を明らかにするには、マーガレットのような中世後期の「普通

で conventional、敬虔で、地味な代表」が最適だと述べる。事実、「普通」という単語は、本書で取り上げるマーガレットの信仰心を貫くキーワードとなっている。しかし、マーガレットが手紙で自らの信仰について語ることはほとんどない。そこで、本書はマーガレット自身の書いた手紙から、いくつかの宗教的な側面を抽出し、分析を試みる。本書は5章からなり、イントロダクションの第1章のあとに、2章から5章の全4章でその分析を行っている。以下、その内容を紹介していこう。

第2章の主眼は、「マーガレットの手紙における日付のつけ方と使用される聖人」に置かれる。中世後期ヨーロッパにおいて聖人崇敬は一般的であり、それぞれ地域や人々の背景によって好みの聖人があった。著者はここで、マーガレットの好みの聖人を特定し、彼女の聖人崇敬の実践を明らかにするのではなく、ハストン家の他のメンバーと比較検討することで、彼女の持つ聖人の知識に目を向ける。まず、そこから明らかになるのは、マーガレットの手紙104通のうち86通(83%)が教会関係の祝日を利用した日付であり、際立って多いことである。この事実から、マーガレットは宗教的な日付を重視したといえるが、これがマーガレット自身の選択か否かは考慮すべきであろう。なぜなら、マーガレットの手紙は口述筆記によって書記が書いたからである。この点に関し、著者は、マーガレットの書記が他のメンバーの手紙を代筆した場合と、手紙の残る他のジェントリ家系を比較、全体的に教会関係の祝日の利用が少ないことから、彼女自身が日付の選択を行ったと指摘する。次に著者は、マーガレットが選択は多様であるがよく知られた祝日であり、彼女の日付選択は好みでなく知識に依ったという。マーガレットが使用した日付からは1月から12月までの暦を再構成することが可能で、そのため、著者はおそらく彼女が依拠した時祷書があったと推測する。そこで著者は、ニューヨーク公立図書館に所蔵される「ウィングフィールド詩集」とマーガレットの暦とを比較する。いくつかの祝日が一致するが、「ウィングフィールド詩集」の方が聖人の祝日数はより豊富であったとする。また、マーガレットの暦の地域性を検討するために、ノーフォークの宗教ギルドがハトロンとした聖人との比較を試みる。マーガレットの好みは、ノーフォークという地域の伝統的な好みからも外れることはなかった。本章の日付のつけ方はこれまで